

議案第120号

所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例
制定について

所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例を別
記のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

令和2年10月7日に人事院から国家公務員の期末手当の引下げが勧告された
ことに鑑み、本市の任期付職員、一般職員及び会計年度任用職員の期末手当につ
いて所要の改正を行うため、本案を提案するものである。

所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例
(所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第1条 所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 所沢市一般職員の給与等に関する条例（昭和26年告示第8号）の一部を次のように改正する。

第17条の3第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第4条 所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条の3第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(所沢市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第5条 所沢市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「、宿日直手当及び期末手当」を「及び宿日直手当」に改め、同項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

5 期末手当は、一般職の職員に準じて規則で定めるところにより支給する。

ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期

末手当は支給しない。

附 則

この条例中第1条、第3条及び第5条の規定は令和2年12月1日から、第2条及び第4条の規定は令和3年4月1日から施行する。